

広島県告示第百六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項の規定によって、指定知的障害児施設等として次のとおり指定した。

平成二十四年二月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定知的障害児施設等の設置者	名称	社会福祉法人 広島県リハビリテーション協会
	主たる事務所の所在地	東広島市八本松町原五九四六番地七
指定知的障害児施設等	種別	指定重症心身障害児施設
	名称	ときわ呉
	所在地	呉市宮原一三丁目二番一二号
指定年月日		平成二十四年二月一日